

指定都市の「平成 28 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

(1) 「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは

「国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各指定都市市長及び議長による要請行動を実施しています。

(2) 平成 28 年度白本 (平成 27 年度作成分) の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、浜松市です。

1 月～4 月	提案事項等の調整 (原局局長会議に依頼し、提案事項候補案が提出される)
6 月 3 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当課長合同会議)
6 月 5 日	大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の白本の提案事項 (案) 等について)
6 月 26 日	提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各指定都市の企画・財政担当局長合同会議)
7 月中旬	提案書の確定 (各指定都市市長・議長決裁)
7 月下旬 ～8 月上旬	各指定都市市長・議長による要請活動

※今年度は、横浜市 (市長・市会議長) が総務省への要請活動を担当する予定です。

(3) 提案事項 (案)

- 税財政・大都市制度に関する提案事項 : 5 項目
- 個別行政分野に関する提案事項 : 10 項目

※各提案事項 (案) の概要は、裏面のとおりに

【提案事項（案）の概要】

	提案事項	提案内容
税財政・大都市制度関係	1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とする。さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた地方税の配分割合の向上。地方法人税の撤廃及び法人住民税への復元。
	2 大都市税源の拡充強化	大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲。
	3 国庫補助負担金の改革	国と地方の役割分担を見直し、地方が担うべき分野では国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲。
	4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	地方交付税総額の必要額を確保。臨時財政対策債は廃止し、地方の財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げによって対応。
	5 多様な大都市制度の早期実現	従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現。
個別行政分野関係	6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	子ども・子育て支援新制度における必要な財政措置。待機児童の解消を進めるため、交付金の補助対象の拡大、必要な財政措置。
	7 医療保険制度の抜本的改革	国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現。
	8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置	教職員給与をはじめ、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置。
	9 インフラ施設の長寿命化対策	インフラ施設の計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を十分に確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努める。
	10 生活保護制度の更なる適正化	生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分聴きながら国の責任において講ずる。
	11 介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度の改正等を行う。
	12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進	正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための安定的な財源としての制度（交付金）を確立し、所要額を確保。
	13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずる。
	14 訪日旅行やMICE誘致推進のための受入環境整備の推進	指定都市が有する地域特性に即した訪日外国人受入の環境整備や、MICE誘致における外国競合都市より優位性を高める施策に対して必要な支援策を講ずる。
	15 予防接種制度の充実と財源措置	おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化。定期接種について、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担。

<参考資料：平成28年度国の施策及び予算に関する提案(案)>

案

平成 27 年 6 月 3 日 開催
指定都市企画・財政担当課長合同会議
配 付 資 料 (抜 粋)

平成 28 年 度

国の施策及び予算に関する提案 (案)

平成 27 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
7 医療保険制度の抜本的改革	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
9 インフラ施設の長寿命化対策	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
10 生活保護制度の更なる適正化	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 介護保険制度の円滑な実施	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 訪日旅行やMICE誘致推進のための受入環境整備の推進	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	
15 予防接種制度の充実と財源措置	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源は更に不十分な状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備などに充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生に寄与するため、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策、都市の活性化、東日本大震災の復興関連事業、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への事務・権限の移譲、税源移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成28年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

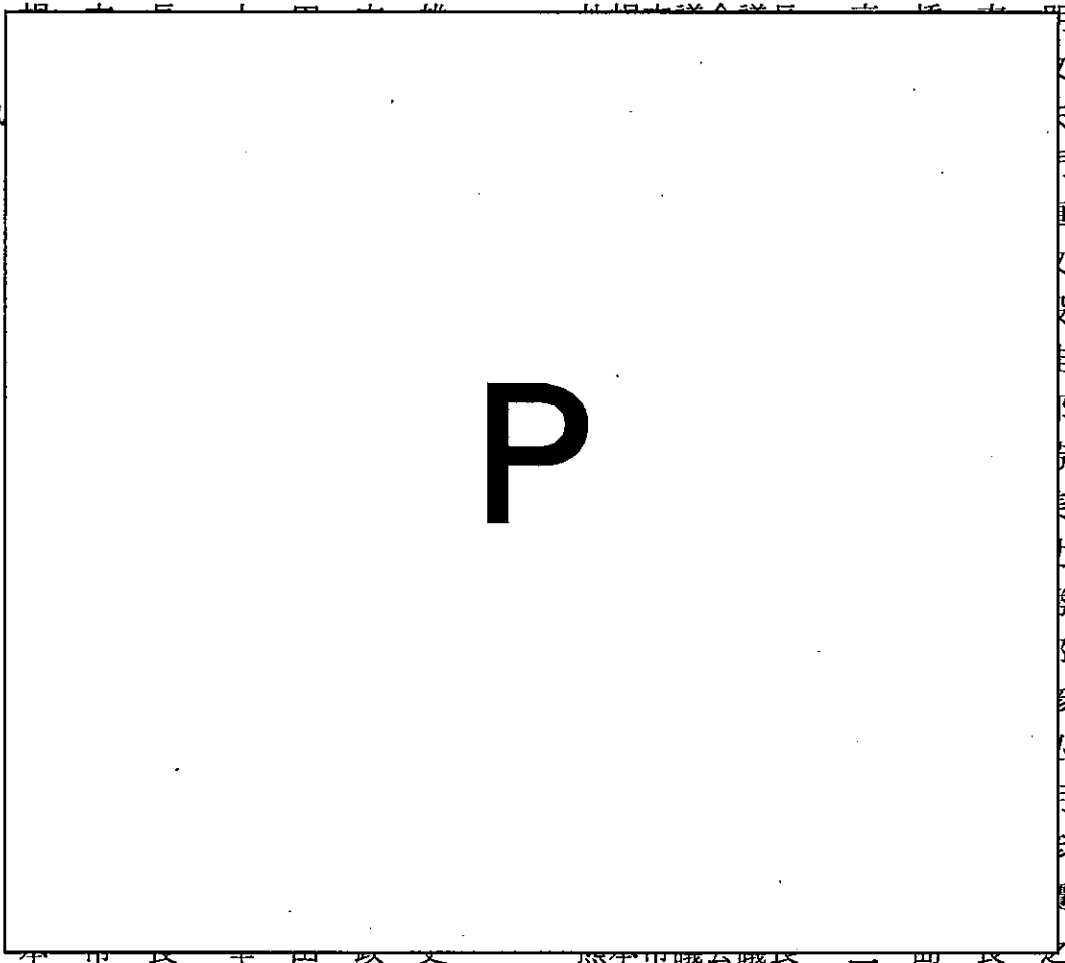
政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成27年7月

指定都市市長会

指定都市議長会

札幌
仙台
さい
千川
横相
新静
浜名
京大
堺神
岡広
北福
熊



[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、真の分権型社会の実現のため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

〔提案事項〈個別行政分野関係〉〕

6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国において十分な制度の周知・情報提供に努めるとともに、制度施行後の諸課題に対して実施主体である地方公共団体の意見を踏まえ、改善を図ること。

制度の趣旨である量的拡充と質の改善を実現するため、国として恒久的な安定財源の確保に取り組むこと。あわせて、地方公共団体の新規事務に係る経費として必要な財政措置を講ずること。

認定こども園の設置及び既存施設から認定こども園への移行を促進するための十分な財政措置を講ずること。

待機児童の解消を進めるため、新たに設立された交付金の補助対象を拡大すること。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の「地方単独費用分」は経過措置であるため、早期に本則に基づく財政構造となるよう必要な財政措置を講ずること。

7 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国民健康保険制度の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずること。

また、今般の医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

9 インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが建設後50年以上を経過することとなるため、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を十分に確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

10 生活保護制度の更なる適正化

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、改正生活保護法では盛り込まれなかった生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分聴きながら国の責任において講ずること。

また、地方が実施する適正化に向けた取組にかかる経費は、全額国において措置すること。

11 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度の改正等を行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての地方公共団体が円滑に移行できるよう柔軟な支援を行うとともに、総合事業の創設に伴い見直しがされた包括的支援事業や任意事業も含め地域の実情に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が過重なものとなっていることから、更なる軽減措置を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に結びつくよう引き続き必要な対策を講ずること。

12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

持続的な地域の発展のため、正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための安定的な財源としての制度（交付金）を確立し、所要額を確保すること。

なお、制度の検討に当たっては、指定都市との協議の場を設け、意見を十分反映するとともに、制度開始前には地方公共団体の準備期間を確保すること。

13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や各種任意事業、ホームレス自立支援施策及び簡易宿泊所密集地域に対する施策について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

14 訪日旅行やMICE誘致推進のための受入環境整備の推進

訪日旅行やMICEの誘致による経済効果の拡大を図るため、指定都市が有する地域特性に即した訪日外国人受入の環境整備や、MICE誘致における外国競合都市より優位性を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

15 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化し、その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど円滑な導入に向けて万全を期すこと。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。